準都市計画策定事業

418万円

(担当:建設課都市計画係)

ニセコ町では、近年ニセコアンヌプリのふもとを中心に土地取引が活発に行われ、大規模な開発が予想されます。町では、良好な自然景観を保全するため、昨年度準都市計画などを策定しました。

今年度は、すでに建っている建築物などの建築状況を確認するため、建築物台帳の整備や区域図・パンフレットなどを作成します。

主な経費

建築物確認台帳整備及び区域図等策定委託

332万円

ニセコ町都市計画審議会報酬

5万円

その他事務経費

81万円

財源

北海道からの交付額 300万円 ニセコ町の負担額 118万円



準都市計画は豊かな景観を将来に引き継ぐとても重要な計画です。

土地利用対策事業 9万円

(担当:企画課経営企画係)

土地利用計画法に基づき、土地取引の届け出や遊休土地の利用促進などの事務を行います。

主な経費

複写機使用料 4万円 消耗品費 5万円

財源

北海道からの交付額 9万円

公園維持管理費 1,227万円

(担当:建設課管理係)

曽我森林公園(東啓園)、有島記念公園(有島記念館)、農村公園(ちびっこ広場)、本通小公園(綺羅街道)など、町が管理する公園の維持作業を行います。

また、古くなってきたちびっこ広場の遊具は、 補修や新たな遊具を設置するほか、曽我森林公 園や農村公園に桜などの植栽を行います。

主な経費

電気料・水道料	52万円
浄化槽管理費	33万円
公園管理委託	560万円
遊具新設・補修	513万円
公園内植栽	31万円
その他経費	38万円

財源

曽我森林公園清掃費協力金 10万円 ニセコ町の負担額 1,217万円

Ⅱ 環境・景観

5 公園緑地、河川、土地利用、景観対策

景観を守り育てる取り組み

(企画課経営企画係)

ニセコ町や羊蹄山麓では、自然風景や農村景観など私たちの貴重な財産である景観を守り育 て、無秩序な開発を防ぐための取り組みを進めています。

〔町の取り組み〕

町では、平成16年から「ニセコ町景観条例」により、建物を立てるときの高さや分譲などをするときの規制を設けています。特に今年度からは、開発の盛んなアンヌプリ地域に厳格な数値規制を定め建築などの規制を始めます。

今後は、後志支庁と協力して、看板や広告などを設置するときのルールについて、地域のみなさんと話し合いを行うほか、ニセコアンヌプリのすそ野での建築などについて、さらに厳格な基準を定めます。

土地開発の事前審査や規制

(担当:企画課経営企画係)

【開発行為の事前審査】

ニセコ町内で、建物の建設や分譲などを行う目的で10,000㎡以上(景観地区内は3,000㎡) の土地に対して「開発行為」を行う場合は、都市計画法により北海道知事の許可が必要ですので、事前にご相談ください。(担当:企画課経営企画係)

【土地開発の規制など】

建築物を建てるときや分譲地など、土地を開発するときには、二セコ町景観条例や都市計画 法による規制のほかに、以下のような規制がありますので、必ずご確認ください。

(カッコ内:お問い合わせ先)

- ●農用地・農業振興地域等に関する規制(農政課農業推進係、農業委員会)
- ●森林伐採等に関する規制(農政課畜産林務係)
- ■国立公園・国定公園地域に関する規制(商工観光課商工観光係)
- ●河川・道路に関する規制(建設課管理係)
- ●埋蔵文化財包蔵地に関する規制(教育委員会町民学習課)
- ●準都市計画区域内の規制(建設課)